

別表六の二(十三)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取
得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		連 結 年 度	結 業 度	法人名	()			
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 の 合 計 額 の 計 算	円			
	調整前連結税額の個別帰属額 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$	2				連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	12	
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十三)付表「11」の合計)	3				特定機械装置等の取得をした各連 結法人の個別所得金額の合計額 (所得適用連結法人の(4)の合計)	13	
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	4				「18」欄 国際戦略総合特別区域において機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14の2第2項」 ② 「区分番号」欄：「10294」 ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額		
	税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{12}{100} + (4) \times \frac{6}{100}$	5						
	法 人 税 額 基 準 額 $(15) \times \frac{(1)}{(13)}$	6						の 総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(14) \times \frac{20}{100}$
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7				計	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)	16
	法 人 税 額 基 準 額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8				額	の 調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十四)「7の⑬」)	17
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (5)と(8)のうち少ない金額)	9				の		
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(17) \times \frac{(9)}{(16)}$	10				計		
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (9) - (10)	11				算	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (16) - (17)	18

別表六の二(十三) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分